



大田原信用金庫

NEWS LETTER

令和元年 11 月 1 日

お 客 様 へ

大田原信用金庫

「後見制度支援預金」取扱開始について

大田原信用金庫では、令和元年 11 月 18 日より成年後見制度利用者の財産保護を目的に、「後見制度支援預金」の取扱いを開始致します。

記

1. 名称

後見制度支援預金

後見制度支援預金（無利息型）

2. 取扱開始

令和元年 11 月 18 日（金）

3. 利用対象者

家庭裁判所が新規契約に係る「指示書」を交付した方

4. 後見制度支援預金とは

成年後見人が家庭裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金であり、成年被後見人の財産を日常的に使用する金銭と普段使わない金銭に分け、日常的に使用する金銭に関しては成年後見人が管理し、普段使わない金銭については家庭裁判所の「指示書」がないと入出金等の取引ができない仕組みです。

※本預金の詳細については、「後見制度支援預金」商品概要説明書をご参照ください。

5. 本件に関するお問い合わせ

当金庫各店にご連絡いただくか、本部・事務部（0287-24-2266）にお気軽にお問い合わせください。

以 上



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266

＜後見制度支援預金＞商品概要説明書

令和元年 11 月 18 日現在

1. 商品名	・ 後見制度支援預金
2. 販売対象	・ 個人で、家庭裁判所が「指示書」を交付した方。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	・ 家庭裁判所発行の「指示書」の記載通り、お預入れいただけます。
預入金額	・ 「指示書」記載の金額
預入単位	・ 1 円単位
5. 払戻方法	<p>・ 家庭裁判所発行の「指示書」の記載通り、払戻いたします。</p> <p>出金指示書・入院費等の一時的な支出が発生した場合において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。</p> <p>定期送金指示書・定期的に、指定された間隔(例えば3カ月毎)で指定された金額を後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。</p>
6. 利息	
適用利率	・ 普通預金の店頭表示された利率を適用いたします。なお、無利息型はお利息が付きません。
利払方法	・ 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	<p>・ 1年を365日とする日割計算</p> <p>・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。</p>
7. 税金	<p>・ お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優のご利用はできません。)</p> <p>※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
8. 手数料	<p>・ 口座管理手数料・解約手数料はかかりません。</p> <p>※定期的な自動振込をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。また、一時交付金(出金)および解約金を振込む場合も所定の振込手数料がかかります。</p>
9. 付加できる特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	・ なし



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL 0287 (24) 2266

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合管理部コンプライアンス室（9時～17時）電話：0287-22-5188にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合管理部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調達）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合管理部コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金その他振込、配当金等の受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみでお取扱いいたします。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・通帳によるATMのご利用はできません(窓口のお取扱いに限定します)。 ・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替または振込となります)。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。なお、無利息型については全額保護されます。



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266